

船舶と港湾施設の保安のための国際コード(仮訳)

INTERNATIONAL CODE FOR THE SECURITY OF SHIPS
AND OF PORT FACILITIES

PREAMBLE

1. 2002年12月にロンドンで開催された海事保安に関する外交会議は、海事保安を高めるために、SOLAS条約のなかでの新規則および本コードを採択した。これらの新しい要件は、海事運送セクターにおいて保安に脅威を与える行動を検知し阻止するために、船舶と港湾施設が協調するための国際的な枠組みを形成している。

*本コードの正式名称は船舶と港湾施設の保安のための国際コード(*the International Code for the Security of Ships and of Port Facilities*)と称する。省略名称として、改正されたSOLAS 74条約XI-2/1規則に参照されているとおり、国際船舶港湾施設保安コード(*the International Ship and Port Facility Security (ISPS) Code*)或いはさらに短くしてISPSコードと称する。

2. 2001年9月11日の悲惨な出来事ののち、2001年11月のIMOの第22回総会では、船舶と港湾施設に関する新しい措置の制定を、2002年12月に開催されるSOLAS条約の締約政府会議(IMOの海事保安に関する外交会議と呼ばれている)で採択されるように、満場一致で合意した。外交会議への準備は、メンバー国、政府間組織およびIMOの協議機関としての非政府組織が作成した提案をベースとして、機関の海上安全委員会(MSC)が行うよう委任された。

3. MSCは同じく2001年11月に開催された臨時会議で、適切な保安措置の制定と採択を加速させることを目的として、海事保安に関するISWG(会期間のワーキンググループ)を設置した。海事保安に関する海上安全委員会のISWG(会期間のワーキンググループ)の第1回会合は、2002年2月に開催され、議論の結果が第75回海上安全委員会に報告され、更にワーキンググループが2002年3月に提案を準備した際に、第75回海上安全委員会により検討された。第75回海上安全委員会は、そのワーキンググループの報告を検討し、2002年9月に開催する二回目の海上安全委員会のISWGにその作業を送るよう勧告した。第76回海上安全委員会では、ISWGの2002年9月の結果を検討し、2002年12月に開催された外交会議の直前の第76回海上安全委員会と共同してMSCのワーキンググループによる作業が更に行われ、外交会議により検討されるべき提案文書の最終版が合意された。

4. 2002年12月に開催された外交会議は、AIS(自動識別装置)を設置する要件の実施を加速させる、SOLAS条約の現行規定の改定も採択した。また船舶識別番号の表示およびCSR(継続履歴記録)の備え置きを盛り込んだSOLAS XI-1章に新規則も採択した。外交会議はまた、本コードの実施および改訂、技術的協調、ILOおよびWCO(世界税関機関)との共同作業を盛り込んだいくつかの決議を採択した。これら2つの機関での作業の完了を待って、海事保安に関する新しい規定にある程度の見直しと改定が必要となるかもしれないと認識している。

5. 条約XI-2章と本コードの規定は、船舶と港湾施設に適用する。港湾施設に対してSOLAS条約の適用を拡大することは、必要な措置が迅速に発効することを確実にする最も早い措置を条約が提供するという観点から合意された。しかしながら、港湾施設の関する規定はもっぱら船舶と港湾とのインターフェースだけに関連すべきであることも合意された。港湾区域の全体的な保安は、IMOとILOとの間で更に共同作業することが課題となろう。また、これらの規定は、攻撃に対し実際に対応すること、もしくはそのような攻撃の後に必要な後片付けをする活動に、拡大されてはならないことも合意された。

6. 規定をドラフトする際に、STCW条約、ISMコードおよび検査と証書発給の調和システムとの両立性を確保するため、注意が払われた。

7. これらの規定は、海運部門の保安問題に対する国際海事産業界の取組みにおいて、大幅な変更をもたらすものである。ある締約政府においては大きな追加の負担を生じさせるかもしれないということは認識されている。締約国がこれらの規定を実施することを支援するため、技術的協調の重要性は十分認識され

ている。

8. 規則を実施することは、船舶の要員、港湾の要員、旅客、貨物に関連する者、船舶および港湾の管理者を含め全ての船舶と港湾施設に係わるもしくはそれらの利用者の間での、また保安に責任を負う国内および地方の当局の間での、継続的かつ効果的な協調と理解を必要とするであろう。現行の方法や手順は見直されなければならない、もしもそれらが適切なレベルの保安を提供できないのであれば変更されなければならない。強化された海事保安のため、海運界および港湾業界、そして国内と地方の当局はさらに多くの責任を負わなければならない。

9. 本コードのB部に与えられた指針は、SOLAS XI-2章と本コードのA部の保安規定を実施する際に、考慮されなければならない。しかしながら、指針が適用する範囲は、港湾施設の種類、船舶、その運航形態またはその貨物の種類によって変更されてもよい。

10. 本コードは、国際的な手法として規定され示された、基本的権利と自由を尊重して適切に解釈され適用されなければならない。とりわけ、作業における基本的原則と権利に関するILO宣言及び海上及び港湾作業者の国際基準を含む海事作業者と難民に関する規定に矛盾しないよう、解釈され適用されなければならない

11. “Convention on the Facilitation of Maritime Traffic, 1965, as amended”が、外国人乗組員は到着した船舶が港にいる間は、公的機関により上陸することを許可されなければならないことを規定し、船舶が到着した時点での手続きが満たされており、公的機関が公共の健康、公的な安全、公的な秩序の理由から上陸する許可申請を拒否する理由がないことを規定していることを認識しつつ、船舶および港湾施設保安計画を承認する際に締約政府は、船舶の要員の生命、船上での労働そして上陸の必要性、メディカルケアを含め船員の陸上福祉施設へのアクセス等の事情に対する正しい認識を持たなければならない。

PART A

MANDATORY REQUIREMENTS REGARDING THE PROVISIONS OF CHAPTER XI-2 OF THE INTERNATIONAL CONVENTION FOR THE SAFETY OF LIFE AT SEA, 1974, AS AMENDED

パート A

SOLAS条約XI-2章の規定に関する強制要件

1 一般

1.1 最初に

ISPSコードの本部は、SOLAS 74の付属書XI-2章の強制規定を含んでいる。

1.2 目的

このコードの目的は、

- .1 国際貿易に使用する船舶もしくは港湾施設の影響する保安に関する事件に対して、それらの保安の関する脅威を発見し、予防措置を講じるために、締約政府、締約政府当局、地方行政機関、海運界及び港湾関連企業間の協力を巻き込んだ、国際的枠組みを構築すること、
- .2 海事保安を保証する国内及び国際的なレベルにおける、締約政府の政府機関、地方行政機関並びに海運及び港湾業界それぞれの役割及び責任を確立すること、
- .3 早期かつ効果的な保安に関連する情報収集と交換を確実にすること、
- .4 保安レベルの変動に対応する適正な計画と手順を持つように、保安評価の手法を与えること、そして
- .5 十分かつ均整な保安措置が当を得たものであるとの信頼を確実にすることである。

1.3 機能的要件

この目的を達成するため、本コードは多くの機能的要件を具体化している。それには、次の事項が含まれているが、これらに限定するものではない。

- .1 保安に対する脅威に関する情報を収集し評価すること、又それらの情報を適当な締約政府と交換すること、
- .2 船舶と港湾施設のため通信手段の維持を要請すること、
- .3 船舶、港湾施設及びそれらの制限区域への不当なアクセスを防止すること、
- .4 船舶もしくは港湾施設へ承認されていない武器、発火装置又は爆発物の持ち込みを防止すること、
- .5 保安に対する脅威もしくは保安事件に対応する際に、警報を発する手段を提供すること、
- .6 保安評価を基にした、船舶と港湾施設の保安計画を要求すること、そして
- .7 保安計画及びその手順に習熟することを確実にするための訓練、操練および演習を要請すること。

2 定義

2.1 コードのこの部の適用上、別段の明文の規定がない限り、

- .1 “Convention”とは、SOLAS条約をいう。
- .2 “Regulation”とは、条約の各規則をいう。
- .3 “Chapter”とは、条約の各章をいう。
- .4 “Ship Security Plan船舶保安計画”とは、保安事件の危険から、船舶に乗船している者、貨物、貨物運送ユニット、船舶用品又は船舶を保護するために計画された、船舶での措置の適用を確実にするために、構築された計画をいう。
- .5 “Port Facility Security Plan港湾施設保安計画”とは、保安事件の危険から、港湾施設と船舶、貨物、乗船者、貨物輸送ユニット及び船舶用品を保護するために計画された措置の適用を確実にするために、構築された計画をいう。
- .6 “Ship Security Officer船舶保安職員”とは、船舶保安計画を実施、維持すること、かつ会社保安職員及び港湾施設保安職員と連携することを含め、船舶の保安に関して責任者として会社に任命

された、船長への報告義務を負う船舶上の人物をいう。

- .7 “Company Security Officer会社保安職員”とは、船舶保安評価が実施され、船舶保安計画が作成され、承認のため提出され及びその後実施され、維持されることを確保すること、並びに港湾施設保安職員及び船舶保安職員との連携を行うことを確実にするために、会社により指定された人物をいう。
- .8 “Port Facility Security Officer港湾施設保安職員”とは、港湾施設保安計画構築、実施、改訂及び維持及び船舶保安職員及び会社保安職員と連携する責任を負う会社により指定された人物をいう。
- .9 “Security level保安レベル 1”とは、常時、最小限の適切な防護的保安措置が維持されなければいけないレベルをいう。
- .10 “Security level保安レベル 2”とは、保安事件の危険性の増大の結果、ある一定の期間、適切な追加防護的保安措置が維持されなければいけないレベルをいう。
- .11 “Security level保安レベル 3”とは、例え、それが特定のターゲットを特定することができなくても、保安事件が起こりそうな場合もしくは差し迫っている場合で、ある一定の期間、更に特別な防護的保安措置が維持されなければいけないレベルをいう。

2.2 本コードで用いられる際の“ship”という用語には、規則XI-2/1に規定した、移動式海底資源掘削ユニット及び高速船が含まれている。

2.3 セクション14から18までで使用される場合に、港湾施設との関連で引用される“Contracting Government”(締約政府)という用語は、“Designated Authority”(指定当局)への引例を含める。

2.4 コードの本部に規定されていない用語は、条約のI章及びXI-2章に規定しているのと同じ意味を持っている。

3 適用

3.1 本コードは以下に適用する

- .1 国際航海に従事する下記の船種:
 - .1 high speed passenger craft (高速旅客船)を含む旅客船
 - .2 500総トン以上のhigh speed craft (高速船)を含む貨物船
 - .3 Mobile Offshore Drilling Unit (移動式改定資源掘削ユニット)
- .2 国際航海に従事する当該船舶に供する港湾施設

3.2 セクション3.1.2の規定に係わらず、締約政府は、その領海内において国際航海に従事しない船舶により専ら使用されているが、時折国際航海のために出入港する船舶に供することを求められるような港湾施設に対し、コードのこのA部の適用範囲を決定しなければならない。

3.2.1 締約政府はセクション3.2による決定を下すにあたっては、コードの本部に従って実施した港湾施設の保安評価に基づかなければならない。

3.2.2 締約政府がセクション3.2の下に下した如何なる決定も、XI-2章もしくは本コードのA部により達成されるべく意図する保安のレベルを損なってはならない。

3.3 本コードは、軍艦、補助艦艇、もしくは締約政府により所有又は運航され、かつ政府の非商業活動のみに使用されている船舶には適用しない。

3.4 コードの本部のセクション 5～13および19は、規則XI-2/4に規定する会社と船舶に適用する。

3.5 コードの本部のセクション 5および14～18は、規則XI-2/10に規定する港湾施設に適用する。

3.6 本コードにおいて、如何なる事項も国際法に基づく各国の権利および義務に影響を与えるものではない。

4 締約政府の責任

4.1 XI-2章第3規則及び7規則の規定に基づき、締約政府は保安レベルを定め、保安事件から防護する指針を設けなければならない。より高い保安レベルは、ある保安事件の、より高い発生の可能性を示している。適切な保安レベルの設定において考慮しなければならない要素には下記の事項が含まれる。

- .1 脅威に関する情報が信頼しうる程度、
- .2 脅威に関する情報が確認しうる程度、
- .3 脅威に関する情報が特定され、切迫している程度、
- .4 当該保安事件がもたらし得る結果の潜在的重大性。

4.2 締約政府は、保安レベル3を設定する際、影響を受けるかもしれない船舶及び港湾施設に対して、必要に応じて適切な指示を発行しなければならない、また保安に関連する情報を与えなければならない。

4.3 締約政府は、XI-2章およびコードの本部の保安に関連する義務のうち、下記を除き認定保安団体に委任することができる。

- .1 適用する保安レベルを設定すること、
- .2 港湾施設保安評価の承認、および承認された評価に対するその後の変更を承認すること、
- .3 港湾施設保安職員を指名することが要求される港湾施設を決定すること、
- .4 港湾施設保安計画の承認および承認された計画に対するその後の変更を承認すること、
- .5 XI-2章第9規則に基づく、監督と適合措置を実施すること、そして
- .6 保安宣言書の要件を設定すること

4.4 締約政府は、それが適正であると考えられる範囲まで、自らが承認した港湾施設保安計画書もしくはそのような計画書の改訂の有効性を試験しなければならない、また船舶の場合には締約政府の代行として承認された計画書の有効性を試験しなければならない。

5. 保安宣言

5.1 締約政府は船舶と港のインターフェース或いは船舶間の行為が人間、財産もしくは環境に与える危険の評価を行うことにより保安宣言がいつ要求されるか、決定すること。

5.2 下記の場合、船舶は保安宣言の作成を要求することができる：

- .1 船舶が港湾施設もしくはインターフェースを実施する他の船舶より高い保安レベルを維持している場合、
- .2 締約政府との間で、特定の国際航海もしくは特定の船舶を含む保安宣言に関する合意がある場合、
- .3 その船舶に関係するもしくはその港湾施設の関係する保安脅威もしくは保安事件があった場合、
- .4 船舶が、承認された港湾施設保安計画書を有することおよび実施することを要求されない港にいる場合、もしくは
- .5 船舶が、承認された船舶保安計画書を所持することおよび実施することを要求されない船舶と、船舶間の活動を実施している場合。

5.3 本セクションのもとに保安宣言の作成の要請は、適用する港湾施設もしくは船舶により受領確認されなければならない。

5.4 保安宣言は下記の者により作成されなければならない、

- .1 船舶の代表者として、船長か船舶保安職員、そして適切であるならば
- .2 港湾施設の代表者として、港湾施設保安職員、もし締約政府が別途決定した場合は陸上側の保安に責任を負う組織により。

5.5 保安宣言には、港湾施設と船舶の間(もしくは船舶相互間)が分担すべき保安要件を記載し、個々の責任を規定しなければならない。

5.6 締約政府は、XI-2章第9.2.3項の規定を念頭において、その領海内に位置する港湾施設により保管されるべき保安宣言の最低期間を規定しなければならない。

5.7 主管庁は、XI-2章第9.2.3項の規定を念頭において、船籍を登録する船舶により保管されるべき保安宣言の最低期間を規定しなければならない。

6. 会社の義務

6.1 会社は、船舶保安計画に船長の権限を強調する明確な記述が含まれることを確実にしなければならない。会社は、船長が船舶の保安に関して超越権限及び決定を下す責任、並びに必要に応じ会社もしくは締約政府からの支援を要請できる権限を持っていることを、船舶保安計画の中に明確にしなければならない。

6.2 会社は、会社保安職員、船長及び船舶保安職員には、第XI-2章及び本コードのこの部に従って彼らの責務と責任を果たすため必要な支援を与えることを確実にしなければならない。

7. 船舶の保安

7.1 船舶は、下記に規定するように、締約政府により規定された保安レベルに従って行動することが要求される。

7.2 保安レベル1においては、保安事件に対して防止対策を識別し実施するため、本コードのB部の指針を考慮しつつ、全ての船舶において適切な措置を通じ、次の行動が実施されなければならない。

- .1 全ての船舶の、保安義務の実施を確実にすること、
- .2 船舶へのアクセスを管理すること、
- .3 人の乗船とその所有物を管理すること、
- .4 正当に権限を与えられた者だけがアクセスできることを確実にするため、制限区域をモニタリングすること、
- .5 上甲板及び船舶の周囲をモニタリングすること、
- .6 貨物と船用品の取り扱いを監督すること、及び
- .7 保安通信が迅速に使用出来ることを確実にすること。

7.3 保安レベル2においては、船舶保安計画に規定されている追加の防護措置を、本コードのB部にある指針を考慮しつつ、7.2に詳述されている各業務に対し実施しなければならない。

7.4 保安レベル3においては、船舶保安計画に規定されている更に特別な防護措置を、本コードのB部にある指針を考慮しつつ、7.2に詳述されている各業務に対し実施しなければならない。

7.5 保安レベル2もしくは3が主管庁により設定される如何なる場合も、船舶は保安レベルの変更に関する指示の受領確認をしなければならない。

7.6 入港に先立ち、もしくは保安レベル2及び3を設定した締約政府の領海にある港にいる間、船舶は保安レベルが変更された場合には、指定当局の指示に対し受領確認し、船舶保安計画に詳細が述べられている措置と処置を開始したことを確認しなければならない。保安レベル3の場合には締約政府により発布されている保安レベル3への対処を行なう。船舶は、船舶保安計画及び保安レベルが3の場合には、それを実施する上で困難な問題を報告しなければならない。この場合、港湾施設保安職員及び船舶保安職員は、連絡を保って適切な行動を調整しなければならない。

7.7 もしも船舶が、入港しようとしているか既にそこにいる港で設定されている保安レベルより高い保安

レベルを設定するよう主管庁により要求された場合、船舶はその状況を遅滞なく、その港湾施設が位置する領海の締約政府の当局と港湾施設保安職員に助言しなければならない。

7.7.1 その場合、船舶保安職員は港湾施設保安職員を協議し、必要なら適切な行動を調整しなければならない。

7.8 他の締約政府の港にあって、自国に船籍を置く船舶に対し保安レベル2もしくは3を設定する主管庁は、遅滞なくその締約政府に通知しなければならない。

7.9 締約政府が保安レベルを設定し、その領海内を運航している船舶、もしくは領海に入ろうとする意図を通知してきた船舶に、保安レベルに関する情報の提供を確実にしようとする際には、当該船舶は警戒を維持するように勧告され、また船舶の主管庁と近くの沿岸国に対し、その海域における海事保安に影響を及ぼす可能性がある情報を、直ちに通報するように通知しなければならない。

7.9.1 当該船舶に適用する保安レベルを通知する場合、締約政府は本コードのB部に示す指針を考慮し、それらの船舶が採るべき保安措置、そして適切であるならば、脅威に対する防護を提供するために締約政府が採った措置も併せて通知しなければならない。

8. 船舶保安評価

8.1 船舶保安評価は、船舶保安計画を構築及び更新する際において、不可欠かつ必須のものである。

8.2 会社保安職員は、本セクションに従い、かつB部の指針を用いて、船舶の保安を評価する適切な技量を有する者により、船舶保安評価が実施されることを確実にしなければならない。

8.3 セクション9.2.1を条件として、認定保安団体は特定の船舶の保安評価を実施することができる。

8.4 船舶保安評価には、現場保安検査と少なくとも次の事項を含んでいなくてはならない。

- .1 現存の保安措置、手順及び操作の識別、
- .2 防衛することが重要となる主要な船内業務の識別と評価、
- .3 保安措置を確立し優先順位付けするため、主要な船内業務に係わる可能性のある脅威の識別、及びそれらの発生見込みの識別、そして
- .4 インフラ、方針及び手順において、人的要員を含めその脆弱性の識別。

8.5 船舶保安評価は、文書化され見直され、容認され、更に会社に保管されなければならない。

9. 船舶保安計画

9.1 それぞれの船舶は、主管庁により承認された船舶保安計画を船内に備え置かなければならない。この船舶保安計画は、本コードに規定している3段階の保安レベルに関する規定を設けなくてはならない。

9.1.1 セクション9.2.1を条件として、認定保安団体は特定の船舶の保安計画を準備することができる。

9.2 主管庁は、船舶保安計画、もしくは以前承認した計画の改定の検査及び承認を認定保安団体に委任することができる。

9.2.1 その場合、特定の船舶の船舶保安計画、もしくは以前承認した計画の改定の検査及び承認を実施した認定保安団体は、検査中の船舶保安評価、船舶保安計画もしくはその改定の準備のいずれにも関与してはならない。

9.3 承認を求めめるため船舶保安計画、もしくは以前承認された計画の改定を提出する際、それらの計画、改定を制定した基となる保安評価(結果)を添え提出しなければならない。

9.4 この船舶保安計画は、本コードのB部に規定している指針を考慮し制定しなければならない。又、使用言語もしくは船舶での使用言語で記述しなければならない。もしもその言語が、英語、フランス語もしくはスペイン語でなければ、それらのうちのいずれかに翻訳したものを含まなくてはならない。船舶保安計画には、少なくとも下記の事項を含めること、

- .1 所持が承認されていない人間、船舶もしくは港湾に対して使用を意図する武器、危険物及び装置を、船舶に持ち込むことを、防止するために計画した措置、
- .2 制限区域の識別およびそれらへの不当なアクセスの防止する措置、
- .3 船舶への不当なアクセスの防止措置、
- .4 船舶もしくは船舶と港のインターフェースの重要な運用を維持するための規定を含め、保安への脅威もしくは保安違反に対応する手順、
- .5 保安レベル3において締約政府が与えるかも知れないあらゆる保安に関する指示に対応する手順、
- .6 保安への脅威、もしくは保安違反の場合の避難手順、
- .7 保安に関連する責任を負った乗組員の職務及び保安面における他の乗組員の職務、
- .8 保安活動を監査する手順、
- .9 計画に関連する訓練、操練及び演習の手順、
- .10 港湾施設の保安計画に連携する手順、
- .11 計画の定期的見直し手順及び最新化の手順、
- .12 保安事件を報告する手順、
- .13 船舶保安職員の識別、
- .14 24時間可能な連絡先の詳細を含め会社保安職員の識別、
- .15 船舶に備えられているいかなる保安装置の点検、試験、校正及び保守をも確実にする手順、
- .16 船舶に備えられているいかなる保安装置の試験もしくは校正の頻度、
- .17 船舶保安警報装置を発動するポイントが設置されている場所の識別¹、そして
- .18 その試験、作動開始、作動停止並びにリセットそして誤作動の制限¹を含め、船舶保安警報装置の使用に関する手順、指示並びに指針。

¹ 主管庁は、保安警報装置を船舶に備えるいかなる目的を損なうことを避けるため、この情報を船長、SSOそして会社が決定した船上の上級職員のみが知りうる書類として船上のどこか他の場所に保管することを認めることができる。

9.4.1 計画に規定されている保安業務の内部監査を実施する人物もしくはその実施状況を評価する人物は、会社もしくは船舶のサイズと種類のため実行不可能でない限り、監査される業務から独立していなければならない。

9.5 主管庁は、承認された計画又はいかなる保安機器の変更に関して、どの部分について実施前に主管庁に計画の変更の承認を必要とするか決定しなければならない。それらの変更は、第XI-2章及びコードのこの部に規定される措置と少なくとも同程度の効果をもたなければならない。

9.5.1 セクション9.5に従って、主管庁により特に承認された船舶保安計画もしくは保安装置の変更の種類は、その承認を明確に示す方法で記載されなければならない。この承認は船上で提示可能でなければならない。また国際船舶保安証書もしくは仮国際船舶保安証書とともに提示されなければならない。もしもこれらの変更が一時的なものであり、最初に承認された措置もしくは装置が回復したならば、この書類はもはや船上に保管する必要はない。

9.6 船舶保安計画は、電子ファイルで備え置いてもよい。この場合、不正な削除、破棄あるいは改訂されることを防止する目的を持った手順により保護しなければならない。

9.7 船舶保安計画は、不当なアクセスもしくは開示から保護されていなければならない。

9.8 船舶保安計画は、セクション9.8.1に規定する状況の場合を除き、規則XI-2/9に従って監督および適合措置を実施する締約政府に正当に権限を与えられた職員による検査の対象にはならない。

9.8.1 もしも船舶がXI-2章の要件、もしくは本コードのA部の要件に適合しておらず、不適合を検査もしくは是正するための唯一の方法が船舶保安計画の関連する要件を検査することであると信じ得る明確な証拠を、締約政府に正当に権限を与えられた職員が持っている場合にあって、当該船舶の締約政府もしくは船長の合意があった場合にのみ、不適合に関連する計画の特定のセクションに限定してアクセスすることは例外的に認められる。それでもなお、コードの本部のセクション9.4のサブセクション.2/.4/.5/.7/.15/.17/.18に関連する計画の規定は、機密情報として考慮されるものであり、当該締約政府の合意がなければ検査の対象にはできない。

10. 記録簿

10.1 船舶保安計画に記載する下記の活動の記録は、XI-1章第9.2.3規則の規定を念頭において、少なくとも主管庁により規定された最低期間、船舶に備え置かなければならない。

- .1 訓練、操練及び演習、
- .2 保安脅威および保安事件、
- .3 保安侵害、
- .4 保安レベルの変更、
- .5 船舶もしくは船舶が使用しているかまたは使用していた港湾施設に対する特定の脅威のような、船舶の保安に直接関連する通信、
- .6 保安業務の内部監査と見直し
- .7 船舶保安評価の定期的見直し、
- .8 船舶保安計画の定期的見直し、
- .9 計画の改定の実施、そして
- .10 船舶保安警報装置の試験を含め、いかなる保安装置の保守、校正および試験。

10.2 記録は業務言語もしくは船舶で使用される言語で保管されなければならない。もしもそれらが英語、フランス語もしくはスペイン語でなければ、これらのいずれかの言語への翻訳を含めなければならない。

10.3 記録は電子媒体で保管してもよい。この場合、不正な削除、破棄あるいは改訂されることを防止する目的を持った手順により保護しなければならない。

10.4 記録は不当なアクセスもしくは開示から保護されていなければならない。

11. 会社保安職員

11.1 会社は会社保安職員を指名しなければならない。会社保安職員として指名された者は、会社が運航する船舶の数と種類により、1隻もしくは複数の船舶の会社保安職員として行動してもよい。但し、その人物がどの船舶に責任を負っているか明確に規定しなければならない。会社は、会社が運航する船舶の数と種類により、複数の会社保安職員を指名してもよいが、それらの人物がどの船舶に責任を負っているか明確に規定しなければならない。

11.2 更にコードのA部の他の箇所に規定されているものとして、会社保安職員の義務と責任には、下記の事項を含めなくてはならないが、それに限定されることはない。

- .1 適切な保安評価と他の関連する情報を用いて、船舶が遭遇するであろう脅威のレベルを助言すること、
- .2 船舶の保安評価が実施されることを確実にすること、
- .3 船舶保安計画の制定、承認のための提出及びそれ以降の実施と維持を確実にすること、
- .4 欠陥を是正し、個々の船舶の保安要件を満足するため、船舶保安計画を適切に修正することを確実にすること、

- .5 保安業務の内部監査と見直しを手配すること、
- .6 主管庁もしくは認定保安団体による初回及び初回以降の検証を手配すること、

- .7 内部監査、定期的見直し、保安点検そして適合性の検証の時に識別された欠陥や不適合が、直ちに言及され適切に処理されることを確実にすること、

- .8 保安に関する自覚と警戒を高める(啓蒙)こと、
- .9 船舶の保安に責任を有する者に、適切な訓練を確実にすること、
- .10 船舶保安職員及び関連する港湾施設保安職員の間で、効果的な情報交換と協調を確実にすること、
- .11 保安要件及び安全要件が一致することを確実にすること、
- .12 もしも姉妹船または船隊用の保安計画が用いられているならば、各船舶に対する計画はその船舶固有の情報を正しく反映していることを確実にすること、そして
- .13 特定の船舶もしくは船団に承認された代替措置もしくは同等措置が、実施され維持されることを確実にすること。

12. 船舶保安職員

12.1 船舶保安職員は、各船毎に任命されなければならない。

12.2 さらにコードのA部のほかの箇所にきていされているものとして、船舶保安職員の義務と責任には、下記の事項を含めなくてはならないが、それに限定されることはない。

- .1 適切な保安措置が維持されていることを確実にするため、船舶の定期的な保安点検を実施すること、
- .2 計画への改訂を含め、船舶保安計画の実施を維持及び監督すること、
- .3 貨物と船舶用品の取り扱いの保安面について、他の船内の要員及び港湾施設保安職員と調整すること、
- .4 船舶保安計画に対する修正を提案すること、
- .5 内部監査、定期的見直し、保安点検及び適合性の検証に際して見出された欠陥と不適合を、そして是正処置の実施を会社保安職員に報告すること、

- .6 船内で保安に関する自覚と警戒を高めること、
- .7 必要に応じ、船内の人物に適切な訓練を与えることを確実にすること、

- .8 全ての保安事件を報告すること、
- .9 会社保安職員及び関連する港湾施設保安職員と、船舶保安計画の実施を調整すること、そして

- .10 もしもあるならば、保安設備が適切に運用され、試験され、校正され、更に維持されることを確実にすること。

13. 船舶保安の訓練、操練および演習

13.1 会社保安職員及び適切な陸上要員は、本コードのB部に規定している指針を考慮して、知識を得、また訓練を受けていなければならない。

13.2 船舶保安職員は、本コードのB部に規定している指針を考慮して、知識を得、また訓練を受けていなければならない。

13.3 保安に関する特定の職務と責任を負う乗組員は、船舶保安計画に規定している船舶の保安に係わる自らの責任を理解していなければならないと同時に、本コードのB部に示す指針を考慮し、指定された

職務を実行するための十分な知識と能力を持っていなければならない。

13.4 船舶保安計画の効果的実施を確実にするため、操練は、船種、船内要員の交代、寄港する港湾施設そして他の関連する状況を考慮し、そして本コードのB部に示す指針を取り入れ、適切な間隔で実施されなければならない。

13.5 会社保安職員は、本コードのB部に示す指針を考慮し、適切な間隔で演習に参加することにより、船舶保安計画の効果的な調整と実施を確実にしなければならない。

14. 港湾施設の保安

14.1 港湾施設は、それが位置するその領海の締約政府が定めた保安レベルに応じて行動することが要求される。保安措置と手順は、旅客、船舶、船舶の要員および訪問者、物品及びサービスに対する干渉もしくは遅延を最低限にさせるような方法で、港湾施設において適用されなければならない。

14.2 保安レベル1において、保安事件に対する防止措置を識別し実行するため、本コードのB部に規定している指針を考慮し、全ての港湾施設において次の行動を適切な措置をもって実施しなければならない。

- .1 全ての港湾施設保安義務の実施を確実にすること、
- .2 港湾施設へのアクセスを管理すること、
- .3 錨泊と接岸場所を含め、港湾施設をモニターすること、
- .4 正当に権限を与えられた人物のみがアクセスすることを確実にするため、制限区域をモニターすること
- .5 貨物の取り扱いを監督すること、
- .6 船舶用品の取り扱いを監督すること、そして
- .7 保安通信が常時使用可能であることを確実にすること。

14.3 保安レベル2においては、港湾施設保安計画に規定されている追加の防止措置が、本コードのB部に規定している指針を考慮し、セクション14.2に詳述している各業務について実施されなければならない。

14.4 保安レベル3においては、港湾施設保安計画に規定されている更に特別な防止措置が、本コードのB部に規定している指針を考慮し、セクション14.2に詳述している各業務について実施されなければならない。

14.4.1 更に保安レベル3では、港湾施設はその施設がある領海の締約政府により規定された保安に関する指示に対応しそれを実施することが要求される。

14.5 船舶がXI-2章もしくはコードの本部の要求への遵守、もしくは船舶保安計画に具体的に記載されている適切な措置及び手順を実施することが、そして保安レベル3の場合には港湾施設がある領土の締約政府により与えられた保安に関する指示に従うことが困難であることを港湾施設保安職員に通知された場合、港湾施設保安職員及び船舶保安職員は適切な行動を協議し、調整しなければならない。

14.6 もしも港湾施設保安職員が、船舶の保安レベルが港湾施設に設定されている保安レベルより高いことを通知された場合、港湾施設保安職員はその事実を当局に報告し、もしも必要なら船舶保安職員と協議し適切な処置を共同で採らなければならない。

15. 港湾施設保安評価

15.1 港湾施設保安評価は、港湾施設保安計画を構築及び更新する過程において、不可欠かつ必須である。

15.2 港湾施設保安評価は、その施設がある領土内の締約政府により実施されなければならない。締約政府は、領海内に位置する特定の港湾施設の保安評価を実施するため、認定保安団体を承認してもよい。

15.2.1 港湾施設保安評価が認定保安団体により実施される場合、保安評価はその港湾施設が位置する領海内の締約政府により、本セクションへの適合性が検査され承認されなければならない。

15.3 港湾施設保安評価は、本コードのB部の指針を考慮し、かつ本セクションに従い、港湾施設の保安を評価する技量を有する能力ある者により、実施されなければならない。

15.4 港湾施設保安評価は、脅威の変更もしくは港湾施設の軽度な変更を考慮し、定期的に見直し更新しなければならない。そして港湾施設の大幅な変更があった場合には常に見直し更新されなければならない。

15.5 港湾施設保安評価は、少なくとも下記の要素を含んでいなければならない。

- .1 それを防護するに値する、重要な資産及びインフラの識別と評価、
- .2 保安措置を確立し、優先順位付けするため、資産とインフラに対する潜在的な脅威及びその発生可能性の識別、
- .3 対応策と手順変更の識別、選別及び優先順位付け、そして脆弱性を減少させる有効性の度合い、そして
- .4 インフラ、方針及び手順における人的要員を含めた弱点の識別。

15.6 締約政府は、港湾施設のオペレーター、位置、運営、装置、そして設計が類似しているならば、複数の港湾施設をカバーする港湾施設保安評価を許容してもよい。そのような処置を認めた締約政府は、その詳細を機関に通知しなければならない。

15.7 港湾施設保安評価の完了後、記録書を準備しなければならない。その記録には、評価は如何に実施されたかという要約、評価で見出されたそれぞれの脆弱性の記述、及びそれぞれの脆弱性を言及するために用いられるであろう対抗措置の記述を含んでいなければならない。当該記録は、不当なアクセスまたは開示から保護されなければならない。

16. 港湾施設保安計画

16.1 港湾施設保安計画は、それぞれの港湾施設に対し、港湾施設保安評価を基にして、船舶と港のインターフェースに適切であるよう確立し維持しなければならない。計画は、本部に規定しているように、3段階の保安レベルに関する規定を作成しなければならない。

16.1.1 セクション16.2の規定を条件として、認定保安団体は特定の港湾施設の保安計画を準備してもよい。

16.2 港湾施設保安計画は、その領海内に港湾施設が位置する締約政府により承認されなければならない。

16.3 そのような計画は、本コードのB部に示す指針を考慮し、制定しなければならない。そして、港湾施設における使用言語で記載しなければならない。計画には少なくとも次の事項に言及すること。

- .1 所持が承認されていない人間、船舶もしくは港湾に対して使用を意図する武器、危険物及び装置を、港湾施設又は船舶に持ち込むことを、防止するために計画した措置、
- .2 施設、施設に繋留されている船舶、そして港湾施設の制限区域への不当なアクセスを防止するために計画された措置、
- .3 港湾施設もしくは船舶と港のインターフェースの重要な運用を維持するための規定を含め、保安脅威もしくは保安違反に対応する為の手順、
- .4 港湾施設が位置する領土の締約政府が保安レベル3において与えるかもしれない保安に関する

指示に対応する手順。

- .5 保安脅威もしくは保安違反が発生した場合の避難手順、
- .6 保安に関する責任を与えられた港湾施設要員並びに保安に関する他の施設要員の責務、
- .7 船舶保安活動とのインターフェースに関する手順、
- .8 計画の定期的見直しとアップデートの手順、
- .9 保安事件の報告手順、
- .10 24時間体制の連絡先の詳細を含め、港湾施設保安職員の識別、
- .11 計画に含まれる情報の不正開示防止を確実にする措置、
- .12 貨物と港湾施設内での貨物装置の効果的な保安を確実にするために計画された措置。
- .13 港湾施設保安計画を監査する手順、
- .14 港湾施設において、船舶の保安警報装置が作動した場合、対応する手順、そして
- .15 船員の福祉及び労働団体の代表者を含めた船舶への訪問者のアクセスのみならず、船舶の要員の陸上休暇もしくは乗組員交代を円滑にする手順。

16.3.1 計画書に規程されている保安活動に関する内部監査を実施する人物、もしくはその実施を評価する人物は、港湾施設の規模と種類により実行不可能でない限り、監査される部署から独立していなければならない。

16.4 港湾施設保安計画は、港湾保安計画もしくは他の港湾緊急計画等に組み込まれていてもよい、その一部分でもよい。

16.5 その港湾施設が位置する領海内の締約政府は、港湾施設保安計画のどの部分については、締約政府の承認がない限り、改正・実施することができないかを決定しなければならない。

16.6 計画は、電子ファイルで備え置いてもよい。この場合、不正な削除、破棄あるいは改訂されることを防止する目的の手順により保護しなければならない。

16.7 計画書は、不正なアクセスもしくは開示から保護されなければならない。

16.8 締約政府は、港湾施設の管理者、位置、運用、設備及び設計が類似する場合には、一または複数の港湾施設を取り扱う保安計画を許容してもよい。それを許容した締約政府は、その代替措置を関連する団体に通知しなければならない。

17 港湾施設保安職員

17.1 港湾施設保安職員は、各港湾施設で任命されなければならない。一人が一以上の複数港湾施設の港湾施設保安職員として任命されてもよい。

17.2 コードの本部に規定しているものに加えて、港湾施設保安職員の義務と責任には、下記の事項を含めなくてはならないが、それに制約されることはない。

- .1 関連した港湾施設保安評価を考慮し、港湾施設の初回の包括的な保安検査を実施すること、
- .2 港湾施設保安計画の制定と維持を確実にすること、
- .3 港湾施設保安計画を施行し、実行すること、
- .4 適切な保安措置を継続することを確実にするため、港湾施設の定期的保安点検を行うこと、
- .5 港湾施設の変更を考慮しつつ、欠陥を是正するため、又計画を最新化するために、港湾施設保安計画の修正を適切に勧告し、取り入れること、
- .6 港湾施設の要員の保安に関する自覚と警戒を高めること、
- .7 港湾施設の保安に責任を負う者に適切な訓練を与えることを確実にすること、
- .8 港湾施設の保安に関連する脅威の発生を、関連する当局に報告し、その記録を維持すること、
- .9 関連する会社保安職員もしくは船舶保安職員と、港湾施設保安計画の実施についての調整を行うこと、

- .10 必要に応じて、保安提供サービス業者と調整すること、
- .11 港湾施設の保安に責任を負う要員の基準が適合していることを確実にすること、
- .12 もしあるならば、保安機器が適切に操作され、試験され、校正され維持されることを確実にすること、そして
- .13 要請された場合、船舶に乗船しようとする者の身元を確認することにおいて、船舶保安職員を支援すること。

17.3 港湾施設保安職員は、XI-2章及び本コードにより課せられた責務と責任を達成するため、必要な支援が与えられなければならない

18 港湾施設保安の訓練、操練及び演習

18.1 港湾施設保安職員及び適切な港湾施設要員は、本コードのB部に規定している指針を考慮した、知識を有し、訓練を受けていなければならない。

18.2 保安に関する特定の職務と責任を負う港湾施設要員は、港湾施設保安計画に規定している港湾施設の保安に係わる自らの責任を理解していなければならないと同時に、本コードのB部に示す指針を考慮した、指定された職務を実行するための十分な知識と能力を持っていなければならない。

18.3 港湾施設保安計画の効果的実施を確実にするため、操練は、港湾施設の運用形態、港湾施設要員の交代、港湾施設が供する船種そして他の関連する状況を考慮し、そして本コードのB部に示す指針を取り入れ、適切な間隔で実施されなければならない。

18.4 港湾施設保安職員は、本コードのB部に示す指針を考慮し、適切な間隔で演習に参加することにより、港湾施設保安計画の効果的な調整と実施を確実にしなければならない。

19 船舶の検証と証書発給

19.1 検証

19.1.1 本コードのこの部が適用する全ての船舶は、下記に規定する検証を受けなければならない。

.1 船舶が運航に従事する前もしくは19.2で要求される証書が初めて発行される前の初回検証。その検証は、規則XI-2、本コード及び承認された船舶保安計画で規定する保安システム及び関連する保安装置の完全な検証を含まなければならない。この検証は、船舶の保安システムと関連する保安装置がXI-2章及び本コードの本部の適用する要件に完全に適合していることが満足できる状態であること、そして船舶が意図している運航に適していることを確実にしなければならない。

.2 19.3が適用する場合を除き、主管庁により規定された5年を超えない期間での更新検証。この検証は、船舶の保安システムと関連する保安装置が規則XI-2、コードのこの部及び承認された保安計画の適用要件に完全適合していることが満足できる状態であること、そして船舶が意図している運航に適していることを確実にしなければならない。

.3 少なくとも一回の中間検証。もしも一回だけ中間検証が実施されるならば、規則I/2(n)に規定している証書の、2回目と3回目の検査基準日の間に実施しなければならない。中間検証には、船舶が意図している運航に適していることを確実にするため、船舶の保安システムと関連する保安装置の点検を含めなければならない。この中間検証は、証書に裏書されなければならない。

.4 主管庁により決定される追加検証。

19.1.2 船舶の検証発給は、主管庁の職員により実施されなくてはならない。然しながら、主管庁は規則XI-2/1に規定する認定保安団体に検証を委任することができる。

19.1.3 如何なる場合でも、関係する主管庁は検証の完全性と有効性を完全に保証しなければならない。そして主管庁はこの義務を果たすための必要な措置を確実にすることを保証しなければならない。

19.1.4 検証の後、船舶の保安システムと関連する保安装置は、規則XI-2/4.2、XI-2/6、本コードの各規定および承認された船舶保安計画に適合し維持していなければならない。セクション19.1.1の規定の下に検証が完了した後、保安システムと関連する保安装置および承認された船舶保安計画には、主管庁の許可がない限り如何なる変更もしてはならない。

19.2 証書の発給又は裏書

19.2.1 国際船舶保安証書は、本コードの19.1の規定に従った初回もしくは更新検証の実施後、発行しなければならない。

19.2.2 その証書は、主管庁もしくは主管庁の代行としての認定保安団体のいずれかにより、発行もしくは裏書されなければならない。

19.2.3 主管庁の要請により、他の締約政府は船舶を検証することができる。又、もしも本コードの19.1.1の規定に適合している場合、締約政府は船舶に国際船舶保安証書を発行するかもしくは発行することを承認しなければならない。更に、本コードに従って船舶の証書を裏書するか裏書することを承認しなければならない。

19.2.3.1 証書の写し及び検証記録の写しは、直ちに要請した主管庁に送付しなければならない。

19.2.3.2 発行した証書には、それが主管庁の要請のもとに発行されたという宣言を含めなくてはならず、又それは、本コードの19.2.2に従って発行された証書と同等な効力を持ち、また同様な認識を受ける。

19.2.4 国際船舶保安証書は、本コードの附録に示されているモデルに相当する書式で作成されなければならない。もしも使用されている言語が、英語、フランス語もしくはスペイン語でないならば、これらのいずれかに翻訳した文書を含めなければならない。

19.3 証書の期間と有効性

19.3.1 国際船舶保安証書は、主管庁が規定した5年を超えない期限で発行しなければならない。

19.3.2 更新検証が、現証書の有効期限の前3ヶ月以内に完了した場合、新しい証書は、更新検証が完了した日から現証書の失効日から数えて5年を超えない日まで有効となる。

19.3.2.1 もしも更新検証が、現証書の有効期限後に完了した場合、新しい証書は現証書の失効日から5年を超えない期日まで、更新検証完了日から有効となる。

19.3.2.2 もしも更新検証が、現証書の有効期限の前3ヶ月以前に完了した場合、新しい証書は、更新検証完了日から5年を超えない期日まで有効となる。

19.3.3 もしも証書が5年を下回る期限で発行されるならば、主管庁は本コードのセクション19.3.1で規定されている最長の期間まで、証書が5年の期間で発行された場合に適用される検証(本コードのセクション19.1.1に規定している)を適切に実施していることを条件として、証書の有効期限を延長することができる。

19.3.4 更新検証が完了しても、新しい証書を発行できない場合、もしくは現証書の失効日までに船舶に備え置けない場合、主管庁もしくは主管庁の代行機関として機能する認定保安団体は、現証書を裏書してもよい。又、そのような証書は失効日から5ヶ月を超えない期間有効であると認められるべきである。

19.3.5 もしも船舶が、証書が失効する際に検証を受けるべき港にいないければ、主管庁は証書の有効期限を延長してもよいが、この延長は船舶が検証を受けるべき港まで航海を完了する目的のために、しかも適当かつ合理的である場合に限り与えられ、しかもそれが適当かつ合理的であると認められる場合に限り許可される。

証書も、3ヶ月を超えて延長することはできない。延長をが許可された船舶は、検証を受けるべき港に到着した時は、新証書を所持しない限り出航することはできない。

更新検証が完了した場合、新しい証書が、延長を与えられる前の現証書の失効日から5年を超えない日まで有効な証書が発行されなければならない。

19.3.6 短航海に従事する船舶が発給した証書では、本セクションの前述の規定による延長が適用されていないものについては、証書に記載されている失効日から一ヶ月を最長とした猶予期間を主管庁は延長できる。更新検証が完了した場合、新しい証書は、延長される前の証書の失効日より5年を超えない期間有効となる。

19.3.7 もしも中間検証が、本コードのセクション19.1.1に規定した期日前に完了する場合、

- .1 証書に記載している失効日を、検証が完了した日から3年を超えない日までに裏書することによって修正されなければならない。
- .2 失効日は本コードのセクション19.1.1に規定されている検証間の最長間隔を超えないようにするために、1以上の年次追加検証を実施することを条件に、維持することができる。

19.3.8 本コード19.2の下に発行した証書は、下記の場合にその有効性を停止されなければならない。

- .1 本コードのセクション19.1.1に規定されている期限内に、関連する検証が完了しない場合、
- .2 本コードのセクション19.1.1.3と19.3.7.1の規定に従って証書が裏書されていない場合、
- .3 過去にその会社が運航していなかった船舶の運航に、会社が責任を負った場合、そして
- .4 船舶が他の国に船籍を移転する場合。

19.3.9 次の場合、

- .1 他の締約政府の船籍に船舶が移転する場合、それまで船籍を置いていた締約政府は、出来る限り速やかに、移転する前にその船舶が所持していた国際船舶保安証書の写し、もしくは証書に関連する情報、および入手可能な検査記録の写しを移転先の手官庁に送付しなければならない、または
- .2 過去にその会社が運航していなかった船舶の運航に、会社が責任を負った場合、それまでの会社は、速やかに、国際船舶保安証書に関連するあらゆる情報の写し、もしくはセクション19.4.2に規定している検証を容易にするためのあらゆる情報を、新会社に送付しなければならない。

19.4 仮証書

19.4.1 セクション19.2に規定する証書は、証書を発給する主管庁が船舶はセクション19.1の要件に適合していると完全に満足した場合にのみ、発給されなければならない。しかしながら、2004年7月1日以降、次の目的のため、

- .1 証書を所持していない船舶、引渡し時、もしくは運航に新しく就く前もしくは再度運航に就く前、
- .2 船舶が他の締約政府の船籍から締約政府の船籍に移転する場合、
- .3 船舶が締約政府でない国から締約政府の船籍に移転する場合、もしくは
- .4 過去にその会社が運航していなかった船舶の運航に、会社が責任を負った場合

セクション19.2に規定する証書が発給されるまで、コードの本部に附録としてあるモデルに相当する書式で、主管庁は仮国際船舶保安証書が発給されることを認めてもよい。

19.4.2 仮国際船舶保安証書は、主管庁もしくは主管庁の代行としての認定保安団体が下記事項を検証した際にのみ発給されなければならない。

- .1 コードの本部により要求される船舶保安評価が完了していること、
- .2 XI-2章および本コードのA部の要件に適合している船舶保安計画の写しが船舶に与えられており、その計画が検査および承認のために提出されており、なおかつ船上で実施されていること、
- .3 もしも要求されているならば、船舶がXI-2章第6規則の要件に適合している船舶保安警報装置を設置していること、
- .4 会社保安職員は、
 - .1 下記を確実にしていること：
 - .1 船舶保安計画がコードの本部に適合していることの点検、
 - .2 計画が承認のため提出されている、そして
 - .3 計画が船上で実施されている、そして
 - .2 船舶がセクション19.1.1.1に従って要求される検証を6ヶ月以内に満足に完了することを、会社保安職員が確信できるように、操練、演習および内部監査のための手配を含め、必要な手配を確立していること。
- .5 セクション19.1.1.1に従って要求される検証を実施するための手配がなされていること、
- .6 船長、船舶保安職員および特別な保安職務を持っている他の船内職員は、コードの本部に規定されている自らの職務と責任および、船上に備え置かれている船舶保安計画の関連する規定に習熟していること。そして彼らはそのような情報を、船内の要員の使用言語もしくは彼らが理解できる言語で与えられていること。
- .7 船舶保安職員はコードの本部の要件に適合していること。

19.4.3 仮国際船舶保安証書は、主管庁もしくは主管庁の代行として承認されている認定保安団体により発給されてもよい。

19.4.4 仮国際船舶保安証書は、6ヶ月間、もしくはセクション 19.2 で要求されている証書が発給されるまで、いずれか早い時期まで有効であり、延長は認められない。

19.4.5 いかなる締約政府も、主管庁もしくは認定保安団体の判断により、もしも船舶もしくは会社が仮証書を要請することの目的の一つが、初回のセクション 19.4.4に規定する仮証書の期限を超えて、XI-2章およびコードの本部に完全適合することを避けていることだと見取った場合には、その後続く連続した仮国際船舶保安証書を船舶に発給してはならない。

19.4.6 XI-2章第9規則の目的のため締約政府は、仮国際船舶保安証書を有効な証書として認める前には、セクション19.4.2.4から19.4.2.6までの要件に適合していることを確実にしなければならない。